障害者総合支援法　医師意見書作成料内訳書

申請者	申請番号											
	（フリガナ） 氏　名											
	生年月日					年		月		日	性別	1.男 2.女

請求医療機関	医療機関名称	
	所在地	〒　　－ 電話番号

作成依頼日					年			月			日			市町村確認	※
意見書作成日					年			月			日	意見書送付日	年　　月　　日		

※の欄は記入しないでください

意見書作成料	種別	１．在宅　２．施設	１．新規　２．継続	金額					円

診断・検査費用	内訳		点数				摘要					
	診断											
	検査	胸部単純Ｘ線撮影										
		血液一般検査										
		血液化学検査										
		尿中一般物資定性・半定量検査										
	合計						点数合計×10円					円

請求書	意見書作成料						円
	診断・検査費用						円
	消費税						円
	合計						円

医師意見書作成料は、在宅・施設別、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とする。

	在宅	施設
新規申請者	５，０００円	４，０００円
継続申請者	４，０００円	３，０００円

主治医がなく主訴もない者が障害程度区分認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等（以下のものに限る）に対し、診療報酬単価に基づき精算した額を請求することができる。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

・胸部単純Ｘ線撮影　・血液一般検査　・血液化学検査　・尿中一般物質定性・半定量検査